

第196号議案 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

<目次>		ページ
1	改正の趣旨	P2
2	改正する条例	P2
3	給与改定の内容	P2～P4
4	給与改定に伴う所要額	P4
5	施行期日	P5
6	条例の新旧対照表	P6～P15

総 務 部

令和6年12月

1 改正の趣旨

令和6年人事院勧告に基づき国家公務員の給与等が改定されることに伴い、本市の一般職の職員等に関しても同様に改定しようとするもの。

2 改正する条例

- (1) 一般職の職員の給与に関する条例
- (2) 市長及び副市長の給与に関する条例
- (3) 教育長の給与等に関する条例
- (4) 非常勤の職員の報酬等に関する条例
- (5) 長崎市監査委員条例
- (6) 長崎市上下水道事業管理者の給与等に関する条例
- (7) 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例

3 給与改定の内容

民間給与との較差に基づく給与改定

(1) 給料表の改定

- ・若年層（概ね30歳代後半まで）の職員に重点を置きつつ、給料表すべての号給を引上げ改定（行政職給料表の平均改定率 3.0%）
※行政職給料表、医療職給料表（(1)、(3)）及び特定任期付職員に適用する給料表について、議案に記載のとおり改定する。
※会計年度任用職員の給料表の改定については、常勤職員に準じて令和6年4月1日に適用。適用させる者は、令和6年12月期の期末手当及び勤勉手当の支給対象者とし、これ以外の会計年度任用職員については、令和7年1月1日から改定する。

《参考》初任給（行政職）

（単位：円）

区 分	改定前(A)	改定後(B)	増 減 (B-A)
高校卒	166,600	188,000	21,400
大学卒	196,200	220,000	23,800

(2) 初任給調整手当の改定

医師及び歯科医師に係る初任給調整手当を引き上げる。

（単位：円）

区 分	改定前(A)	改定後(B)	増 減 (B-A)
支給月額の限度額	309,200	310,000	800

(3) 期末手当及び勤勉手当の支給割合の改定

ア 一般職の職員 4.50月分 → 4.60月分 (+0.10月分)

区 分		6 月 期			12 月 期			年間合計		
		期末手当	勤勉手当	計	期末手当	勤勉手当	計	期末手当	勤勉手当	計
令和 6 年度	改定前	1.225	1.025	2.250	1.225	1.025	2.250	2.45	2.05	4.50
	改定後	1.225	1.025	2.250	<u>1.275</u> (+0.050)	<u>1.075</u> (+0.050)	<u>2.350</u> (+0.100)	<u>2.50</u> (+0.05)	<u>2.10</u> (+0.05)	<u>4.60</u> (+0.10)
令和 7 年度		<u>1.250</u> (+0.025)	<u>1.050</u> (+0.025)	<u>2.300</u> (+0.050)	<u>1.250</u> (▲0.025)	<u>1.050</u> (▲0.025)	<u>2.300</u> (▲0.050)	2.50	2.10	4.60

※会計年度任用職員も同様に改定

イ 定年前再任用短時間勤務職員 2.35月分 → 2.40月分 (+0.05月分)

区 分		6 月 期			12 月 期			年間合計		
		期末手当	勤勉手当	計	期末手当	勤勉手当	計	期末手当	勤勉手当	計
令和 6 年度	改定前	0.6875	0.4875	1.175	0.6875	0.4875	1.175	1.375	0.975	2.35
	改定後	0.6875	0.4875	1.175	<u>0.7125</u> (+0.025)	<u>0.5125</u> (+0.025)	<u>1.225</u> (+0.050)	<u>1.400</u> (+0.025)	<u>1.000</u> (+0.025)	<u>2.40</u> (+0.05)
令和 7 年度		<u>0.7000</u> (+0.0125)	<u>0.5000</u> (+0.0125)	<u>1.200</u> (+0.0250)	<u>0.7000</u> (▲0.0125)	<u>0.5000</u> (▲0.0125)	<u>1.200</u> (▲0.025)	1.400	1.000	2.40

ウ 特定任期付職員 3.40月分 → 3.45月分 (+0.05月分)

区 分		6月期(期末手当)	12月期(期末手当)	年間合計
令和 6 年度	改定前	1.70	1.70	3.40
	改定後	1.70	<u>1.75</u> (+0.05)	<u>3.45</u> (+0.05)
令和 7 年度		<u>1.725</u> (+0.025)	<u>1.725</u> (▲0.025)	3.45

エ 市長及び副市長 3.40月分 → 3.45月分（+0.05月分）

区 分		6 月期(期末手当)	12月期(期末手当)	年間合計
令和 6 年度	改定前	1.70	1.70	3.40
	改定後	1.70	1.75 (+0.05)	3.45 (+0.05)
令和 7 年度		1.725 (+0.025)	1.725 (▲0.025)	3.45

オ 議員 3.40月分 → 3.45月分（+0.05月分）

区 分		6 月期(期末手当)	12月期(期末手当)	年間合計
令和 6 年度	改定前	1.70	1.70	3.40
	改定後	1.70	1.75 (+0.05)	3.45 (+0.05)
令和 7 年度		1.725 (+0.025)	1.725 (▲0.025)	3.45

カ 教育長、常勤の監査委員及び上下水道事業管理者 4.45 月分 → 4.55 月分（+0.10 月分）

区 分		6 月期(期末手当)	12月期(期末手当)	年間合計
令和 6 年度	改定前	2.225	2.225	4.45
	改定後	2.225	2.325 (+0.100)	4.55 (+0.10)
令和 7 年度		2.275 (+0.050)	2.275 (▲0.050)	4.55

4 給与改定に伴う所要額（令和 6 年度）

（単位：千円）

区 分	一般会計	特別会計	企業会計	合 計
所 要 額	978,711	26,380	65,579	1,070,670

※会計年度任用職員の給与改定に係る所要額を含む。

5 施行期日

公布の日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

ただし、令和7年度に係る期末手当及び勤勉手当の支給割合の改定については、令和7年4月1日から施行する。

《参 考》

基準内給与月額の改定状況（令和6年4月1日：行政職給料表 平均年齢 41歳05月）

（単位：円）

区 分 項 目	改定前(A)	改定後	改定額(B)	改定率 (B/A×100)
給 料	318,389	328,317	9,928	3.12
諸 手 当	24,817	24,817	—	—
は ね 返 り	10,251	10,559	308	3.00
計	353,457	363,693	10,236	2.90

※1 「基準内給与」とは、民間給与との比較対象となるもので、時間外勤務手当等を除いた毎月決まって支給される給与をいう。

※2 「はね返し」とは、給料等の一定割合で手当額が定められている地域手当のように、給料等の改定に伴い手当額が増減するものをいう。

※3 令和6年4月1日の新規採用職員及び定年前再任用短時間勤務職員は含まない。

6 条例の新旧対照表

一般職の職員の給与に関する条例等の新旧対照表

改正後	改正前
【第1条関係】 ○一般職の職員の給与に関する条例 (昭和26年長崎市条例第113号) (初任給調整手当) 第7条の4 次の各号に掲げる職に新たに採用された職員には、それぞれ当該各号に定める額を超えない範囲内の額を、第1号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から35年以内、第2号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から20年以内の期間、採用後市長が定める期間を経過した日から1年を経過するごとにその額を減じて、初任給調整手当として支給する。 (1) 医療職給料表(1)の適用を受ける職員の職のうち採用による欠員の補充が困難であると認められる職で市長が定めるもの月額310,000円 (2) 〔略〕 2・3 〔略〕 (期末手当) 第18条の2 〔略〕 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の122.5、12月に支給する場合には100分の127.5を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 〔略〕 3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用につい	(初任給調整手当) 第7条の4 次の各号に掲げる職に新たに採用された職員には、それぞれ当該各号に定める額を超えない範囲内の額を、第1号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から35年以内、第2号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から20年以内の期間、採用後市長が定める期間を経過した日から1年を経過するごとにその額を減じて、初任給調整手当として支給する。 (1) 医療職給料表(1)の適用を受ける職員の職のうち採用による欠員の補充が困難であると認められる職で市長が定めるもの月額309,200円 (2) 〔略〕 2・3 〔略〕 (期末手当) 第18条の2 〔略〕 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の122.5を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 〔略〕 3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用につい

改正後	改正前
ては、同項中「<u>１００分の１２２．５</u>」とあるのは「<u>１００分の６８．７５</u>」と、「<u>１００分の１２７．５</u>」とあるのは「<u>１００分の７１．２５</u>」とする。 ４～７ 〔略〕 （勤勉手当） 第１８条の５ 〔略〕 ２ 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、全ての任命権者が支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。 （１） 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額<u>に、６月に支給する場合には１００分の１０２．５、１２月に支給する場合には１００分の１０７．５を乗じて得た額の総額</u> （２） 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に、<u>６月に支給する場合には１００分の４８．７５、１２月に支給する場合には１００分の５１．２５を乗じて得た額の総額</u> ３～５ 〔略〕	ては、同項中「<u>１００分の１２２．５</u>」とあるのは「<u>１００分の６８．７５</u>」とする。 ４～７ 〔略〕 （勤勉手当） 第１８条の５ 〔略〕 ２ 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、全ての任命権者が支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。 （１） 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額<u>に１００分の１０２．５を乗じて得た額の総額</u> （２） 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に<u>１００分の４８．７５を乗じて得た額の総額</u> ３～５ 〔略〕
【第２条関係】 ○一般職の職員の給与に関する条例 （昭和２６年長崎市条例第１１３号） （期末手当） 第１８条の２ 〔略〕	（期末手当） 第１８条の２ 〔略〕

改正後	改正前
2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の125</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 〔略〕 3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の70</u>」とする。 4～7 〔略〕 (勤勉手当) 第18条の5 〔略〕 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、全ての任命権者が支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。 (1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の105</u>を乗じて得た額の総額 (2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の50</u>を乗じて得た額の総額 3～5 〔略〕	2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合には<u>100分の122.5</u>、12月に支給する場合には<u>100分の127.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 〔略〕 3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の122.5</u>」とあるのは「<u>100分の68.75</u>」と、「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の71.25</u>」とする。 4～7 〔略〕 (勤勉手当) 第18条の5 〔略〕 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、全ての任命権者が支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。 (1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、6月に支給する場合には<u>100分の102.5</u>、12月に支給する場合には<u>100分の107.5</u>を乗じて得た額の総額 (2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に、6月に支給する場合には<u>100分の48.75</u>、12月に支給する場合には<u>100分の51.25</u>を乗じて得た額の総額 3～5 〔略〕

改正後	改正前
【第3条関係】 ○市長及び副市長の給与に関する条例 (昭和26年長崎市条例第114号) (期末手当) 第4条 〔略〕 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>6月に支給する場合には100分の170、12月に支給する場合には100分の175</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 〔略〕 3・4 〔略〕	(期末手当) 第4条 〔略〕 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の170</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 〔略〕 3・4 〔略〕
【第4条関係】 ○市長及び副市長の給与に関する条例 (昭和26年長崎市条例第114号) (期末手当) 第4条 〔略〕 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の172.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 〔略〕 3・4 〔略〕	(期末手当) 第4条 〔略〕 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>6月に支給する場合には100分の170、12月に支給する場合には100分の175</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 〔略〕 3・4 〔略〕
【第5条関係】 ○教育長の給与等に関する条例	

改正後	改正前
(昭和28年長崎市条例第28号) (給料等の支給) 第2条 〔略〕 2・3 〔略〕 4 期末手当については、市長及び副市長の給与に関する条例（昭和26年長崎市条例第114号）の規定を準用する。この場合において、同条例第4条第2項中「100分の170」とあるのは「<u>100分の222.5</u>」と、「100分の175」とあるのは「<u>100分の232.5</u>」と、同条第3項中「100分の35」とあるのは「100分の20」とする。 5～7 〔略〕	(給料等の支給) 第2条 〔略〕 2・3 〔略〕 4 期末手当については、市長及び副市長の給与に関する条例（昭和26年長崎市条例第114号）の規定を準用する。この場合において、同条例第4条第2項中「100分の170」とあるのは「100分の222.5」と、同条第3項中「100分の35」とあるのは「100分の20」とする。 5～7 〔略〕
【第6条関係】 ○教育長の給与等に関する条例 (昭和28年長崎市条例第28号) (給料等の支給) 第2条 〔略〕 2・3 〔略〕 4 期末手当については、市長及び副市長の給与に関する条例（昭和26年長崎市条例第114号）の規定を準用する。この場合において、同条例第4条第2項中「100分の<u>172.5</u>」とあるのは「<u>100分の227.5</u>」と、同条第3項中「100分の35」とあるのは「100分の20」とする。 5～7 〔略〕	(給料等の支給) 第2条 〔略〕 2・3 〔略〕 4 期末手当については、市長及び副市長の給与に関する条例（昭和26年長崎市条例第114号）の規定を準用する。この場合において、同条例第4条第2項中「100分の<u>170</u>」とあるのは「<u>100分の222.5</u>」と、「100分の175」とあるのは「<u>100分の232.5</u>」と、同条第3項中「100分の35」とあるのは「100分の20」とする。 5～7 〔略〕

改正後	改正前
【第7条関係】 ○非常勤の職員の報酬等に関する条例 (昭和31年長崎市条例第24号) (期末手当) 第8条 〔略〕 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合には<u>100分の170</u>、12月に支給する場合には<u>100分の175</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 〔略〕 3 〔略〕	(期末手当) 第8条 〔略〕 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の170</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 〔略〕 3 〔略〕
【第8条関係】 ○非常勤の職員の報酬等に関する条例 (昭和31年長崎市条例第24号) (期末手当) 第8条 〔略〕 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の172.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 〔略〕 3 〔略〕	(期末手当) 第8条 〔略〕 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合には<u>100分の170</u>、12月に支給する場合には<u>100分の175</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 〔略〕 3 〔略〕

改正後	改正前
【第9条関係】 ○長崎市監査委員条例 (昭和39年長崎市条例第8号) (給料等の支給) 第9条 〔略〕 2～4 〔略〕 5 期末手当については、市長及び副市長の給与に関する条例（昭和26年長崎市条例第114号）の規定を準用する。この場合において、同条例第4条第2項中「100分の170」とあるのは「<u>100分の222.5</u>」と、「<u>100分の175</u>」とあるのは「<u>100分の232.5</u>」と、同条第3項中「100分の35」とあるのは「100分の20」とする。 6～8 〔略〕	(給料等の支給) 第9条 〔略〕 2～4 〔略〕 5 期末手当については、市長及び副市長の給与に関する条例（昭和26年長崎市条例第114号）の規定を準用する。この場合において、同条例第4条第2項中「100分の170」とあるのは「100分の222.5」と、同条第3項中「100分の35」とあるのは「100分の20」とする。 6～8 〔略〕
【第10条関係】 ○長崎市監査委員条例 (昭和39年長崎市条例第8号) (給料等の支給) 第9条 〔略〕 2～4 〔略〕 5 期末手当については、市長及び副市長の給与に関する条例（昭和26年長崎市条例第114号）の規定を準用する。この場合において、同条例第4条第2項中「<u>100分の172.5</u>」とあるのは「<u>100分の227.5</u>」と、同条第3項中「100分の35」とあるのは「100分の20」とする。	(給料等の支給) 第9条 〔略〕 2～4 〔略〕 5 期末手当については、市長及び副市長の給与に関する条例（昭和26年長崎市条例第114号）の規定を準用する。この場合において、同条例第4条第2項中「<u>100分の170</u>」とあるのは「<u>100分の222.5</u>」と、「<u>100分の175</u>」とあるのは「<u>100分の232.5</u>」と、同条第3項中「100分の35」とあるのは「100分の20」とする。

改正後	改正前
6～8 〔略〕	6～8 〔略〕
【第11条関係】 ○長崎市上下水道事業管理者の給与等に関する条例 (昭和41年長崎市条例第39号) (給料等の支給) 第2条 〔略〕 2・3 〔略〕 4 期末手当については、市長及び副市長の給与に関する条例（昭和26年長崎市条例第114号）の規定を準用する。この場合において、同条例第4条第2項中「<u>100分の170</u>」とあるのは「<u>100分の222.5</u>」と、「<u>100分の175</u>」とあるのは「<u>100分の232.5</u>」と、同条第3項中「100分の35」とあるのは「100分の20」とする。 5～7 〔略〕	(給料等の支給) 第2条 〔略〕 2・3 〔略〕 4 期末手当については、市長及び副市長の給与に関する条例（昭和26年長崎市条例第114号）の規定を準用する。この場合において、同条例第4条第2項中「<u>100分の170</u>」とあるのは「<u>100分の222.5</u>」と、同条第3項中「100分の35」とあるのは「100分の20」とする。 5～7 〔略〕
【第12条関係】 ○長崎市上下水道事業管理者の給与等に関する条例 (昭和41年長崎市条例第39号) (給料等の支給) 第2条 〔略〕 2・3 〔略〕 4 期末手当については、市長及び副市長の給与に関する条例（昭和26年長崎市条例第114号）の規定を準用する。この場合において、同条例第4条第2項中「<u>100分の172.5</u>」とあるのは「<u>100分の227.5</u>」と、同条第3項中「100分の35」	(給料等の支給) 第2条 〔略〕 2・3 〔略〕 4 期末手当については、市長及び副市長の給与に関する条例（昭和26年長崎市条例第114号）の規定を準用する。この場合において、同条例第4条第2項中「<u>100分の170</u>」とあるのは「<u>100分の222.5</u>」と、「<u>100分の175</u>」とあるのは「1

改正後	改正前																																				
とあるのは「１００分の２０」とする。	<u>〇〇分の２３２.５</u> 』と、同条第３項中「１００分の３５」とあるのは「１００分の２０」とする。																																				
５～７　〔略〕	５～７　〔略〕																																				
【第13条関係】 ○一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例 (平成21年長崎市条例第39号) (給与に関する特例) 第7条　略 <table border="1"> <thead> <tr> <th>号給</th><th>給料月額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td><td style="text-align: right;">円</td></tr> <tr> <td>1</td><td style="text-align: right;">392,000</td></tr> <tr> <td>2</td><td style="text-align: right;">440,000</td></tr> <tr> <td>3</td><td style="text-align: right;">492,000</td></tr> <tr> <td>4</td><td style="text-align: right;">555,000</td></tr> <tr> <td>5</td><td style="text-align: right;">634,000</td></tr> <tr> <td>6</td><td style="text-align: right;">740,000</td></tr> <tr> <td>7</td><td style="text-align: right;">864,000</td></tr> </tbody> </table> (特定任期付職員についての給与条例等の適用除外等) 第9条　〔略〕 2　特定任期付職員に対する給与条例第2条、第9条の3、第17条の2第1項及び第18条の2第2項の規定の適用については、給与条例第2条中「及び勤勉手当」とあるのは「、勤勉手当及び特定任期付職員業績手当」と、給与条例第9条の3中「医療職給料表(1)の適用を受ける職員」とあるのは「医療職給料表(1)の適用を受ける職員又は一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成21年長崎市条例第39号)第7条第1項の給	号給	給料月額		円	1	392,000	2	440,000	3	492,000	4	555,000	5	634,000	6	740,000	7	864,000	(給与に関する特例) 第7条　略 <table border="1"> <thead> <tr> <th>号給</th><th>給料月額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td><td style="text-align: right;">円</td></tr> <tr> <td>1</td><td style="text-align: right;">380,000</td></tr> <tr> <td>2</td><td style="text-align: right;">427,000</td></tr> <tr> <td>3</td><td style="text-align: right;">477,000</td></tr> <tr> <td>4</td><td style="text-align: right;">539,000</td></tr> <tr> <td>5</td><td style="text-align: right;">615,000</td></tr> <tr> <td>6</td><td style="text-align: right;">718,000</td></tr> <tr> <td>7</td><td style="text-align: right;">839,000</td></tr> </tbody> </table> (特定任期付職員についての給与条例等の適用除外等) 第9条　〔略〕 2　特定任期付職員に対する給与条例第2条、第9条の3、第17条の2第1項及び第18条の2第2項の規定の適用については、給与条例第2条中「及び勤勉手当」とあるのは「、勤勉手当及び特定任期付職員業績手当」と、給与条例第9条の3中「医療職給料表(1)の適用を受ける職員」とあるのは「医療職給料表(1)の適用を受ける職員又は一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成21年長崎市条例第39号)第7条第1項の給	号給	給料月額		円	1	380,000	2	427,000	3	477,000	4	539,000	5	615,000	6	718,000	7	839,000
号給	給料月額																																				
	円																																				
1	392,000																																				
2	440,000																																				
3	492,000																																				
4	555,000																																				
5	634,000																																				
6	740,000																																				
7	864,000																																				
号給	給料月額																																				
	円																																				
1	380,000																																				
2	427,000																																				
3	477,000																																				
4	539,000																																				
5	615,000																																				
6	718,000																																				
7	839,000																																				

改正後	改正前
料表の適用を受ける職員（市長が定めるものに限る。）と、給与条例第１７条の２第１項中「以下「管理職員」とあるのは「一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例第７条第１項の給料表の適用を受ける職員を含む。以下「管理職員」と給与条例第１８条の２第２項中「<u>１００分の１２２．５</u>」とあるのは「<u>１００分の１７０</u>」と、「<u>１００分の１２７．５</u>」とあるのは「<u>１００分の１７５</u>」とする。 ３ 〔略〕	料表の適用を受ける職員（市長が定めるものに限る。）と、給与条例第１７条の２第１項中「以下「管理職員」とあるのは「一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例第７条第１項の給料表の適用を受ける職員を含む。以下「管理職員」と、給与条例第１８条の２第２項中「<u>１００分の１２２．５</u>」とあるのは「<u>１００分の１７０</u>」とする。 ３ 〔略〕
【第１４条関係】 （特定任期付職員についての給与条例等の適用除外等） 第９条 〔略〕 ２ 特定任期付職員に対する給与条例第２条、第９条の３、第１７条の２第１項及び第１８条の２第２項の規定の適用については、給与条例第２条中「及び勤勉手当」とあるのは「、勤勉手当及び特定任期付職員業績手当」と、給与条例第９条の３中「医療職給料表（１）の適用を受ける職員」とあるのは「医療職給料表（１）の適用を受ける職員又は一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成２１年長崎市条例第３９号）第７条第１項の給料表の適用を受ける職員（市長が定めるものに限る。）」と、給与条例第１７条の２第１項中「以下「管理職員」とあるのは「一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例第７条第１項の給料表の適用を受ける職員を含む。以下「管理職員」と、給与条例第１８条の２第２項中「<u>１００分の１２５</u>」とあるのは「<u>１００分の１７２．５</u>」とする。	（特定任期付職員についての給与条例等の適用除外等） 第９条 〔略〕 ２ 特定任期付職員に対する給与条例第２条、第９条の３、第１７条の２第１項及び第１８条の２第２項の規定の適用については、給与条例第２条中「及び勤勉手当」とあるのは「、勤勉手当及び特定任期付職員業績手当」と、給与条例第９条の３中「医療職給料表（１）の適用を受ける職員」とあるのは「医療職給料表（１）の適用を受ける職員又は一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成２１年長崎市条例第３９号）第７条第１項の給料表の適用を受ける職員（市長が定めるものに限る。）」と、給与条例第１７条の２第１項中「以下「管理職員」とあるのは「一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例第７条第１項の給料表の適用を受ける職員を含む。以下「管理職員」と、給与条例第１８条の２第２項中「<u>１００分の１２２．５</u>」とあるのは「<u>１００分の１７０</u>」と、「<u>１００分の１２７．５</u>」とあるのは「<u>１００分の１７５</u>」とする。